

2020年10月9日

国立大学法人徳島大学長 野地澄晴 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井 晋哉

人事院勧告（賞与の引き下げ）に関する要望

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご承知のとおり、人事院は10月7日付で「国家公務員のボーナスを0.05か月分引き下げる」という主旨の勧告を発表しました。例年、徳島大学では国家公務員に準拠した給与改定を行っておりますが、下記の通り、今回に関しては準拠しないことを要望します。理由としましては、

1) 勧告にもとづいて国家公務員給与法が改正されても、徳島大学の給与の財源となる運営費交付金が減額されるわけではないため、財源の問題は生じない。

2) 新型コロナウイルス感染症への教職員の必死の対応に対して賞与の減額で応じるのは、教職員の士気に甚大な悪影響を与えると予想される

3) また、そもそも内閣が人事院勧告の実施を閣議決定し、国会が国家公務員給与法を改定したのちに、12月のボーナス額を改定するのは時間的に困難だと思われま

す。このような状況にもかかわらず、もし万一、減額改定を行うということであれば、それによって得られる財源の使途を明示し、納得のいくご説明を賜りますようお願い申し上げます。

また、月例給については現時点ではまだ勧告は出ておりませんが、上記と同様の理由により、今年度の準拠を見送ることを要望します。

人事院勧告への対応につきましては、例年、年末に学長懇談の話題として意見交換を行っております。今年もそのようにいたしたいと考えておりますが、10年ぶりの減額改定ですので、取り急ぎ、早い段階で要望を出しております。学長懇談は、国会での審議を見据えて、適切な時期に申し入れますので、その節はよろしくご対応をお願いいたします。

組合は今後とも健全な大学運営に尽力する所存です。よろしくお取り計らいください。

記

今年度のボーナスの減額改定を行わないことを要望します。

以上